

交通事故での入院や通院は見舞金が支給されます

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

御船町に住民票があるすべての人を対象に、「交通災害共済制度」に加入しています。

この制度は、交通事故に遭って、負傷や死亡した場合の入院や通院などに要した期間に応じて、見舞金が支給されます。交通事故での入院や通院が対象で、事故に遭った本人が町に対して請求する必要があります。

■災害の程度と見舞金内容

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	15万円
2等級	180日以上の治療	6万円
3等級	90日以上の治療	4万円
4等級	30日以上の治療	2.5万円
5等級	10日以上の治療	2万円

■請求期限

事故に遭った日から1年以内

■交通事故の内容

日本国内で発生した、①～⑨に該当する運行事故

- ①自動車②原動機付自転車③自転車④汽車⑤電車
⑥航空機⑦船舶⑧モノレール⑨トロリーバス
⑩汽車⑪ケーブルカー

■事故後の対応

事故に遭った場合には、必ず警察に届出を行ってください。

■請求方法

入院や通院の治療後、役場2階の総務課地域・防災係に必要な書類を持って、請求手続きを行ってください。

■請求に必要なもの

- ①災害見舞金請求書②印鑑③交通事故証明書
④診断書または診療報酬明細書⑤住民票
⑥事故状況報告⑦運転免許証

生活再建支援金（基礎支援金など）の申請はお済みですか？

☎ 復興課 復興推進係 ☎ 282-1701

住宅に多大な被害を受けた世帯に、住宅の被害程度と再建方法に応じて支援金の支給が受けられます。申請期限が延長になりましたが、手続きが済んでいない場合は早めに申請ください。

■対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が「大規模半壊」した世帯
 - ③住宅が「半壊」し、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※「大規模半壊」世帯においても、解体世帯は追加での支援金の申請ができます。
- ④住宅が「一部損壊」し、住宅の敷地に著しい被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

■必要書類

【基礎支援金の場合】

- ・り災証明書
- ・振込先の通帳の写し
- ・解体証明書または閉鎖事項証明書
(半壊・大規模半壊により解体した世帯のみ必要)

【加算支援金の場合】

- ・契約書などの写し

■支給額

(1)基礎支援金—住宅の被害程度に応じて支給されます

住宅の被害程度	全壊・解体（半壊・大規模半壊）	大規模半壊
複数世帯	100万円	50万円
単数世帯	75万円	37.5万円

(2)加算支援金—住宅の再建方法に応じて支給されます

住宅の再建方法	建設・購入		賃貸 (公営住宅以外)
	建設	補修	
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

■申請期限

基礎支援金 2019年5月13日(日)

加算支援金 2020年5月13日(日)

※加算支援金の申請期限は延長しますが、基礎支援金は延長がありませんので、ご注意ください。

事業者の方へ！消費税軽減税率制度説明会のご案内

☎ 熊本東税務署 総務課 ☎ 369-5566 (※自動音声案内に従って「2」を選択してください)

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひお越しください。

◆2019年10月1日に、消費税率10%への引上げと同時に消費税の軽減税率制度の実施
◆軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。また、消費税の免税事業者の方も、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、制度の実施に向けた準備が必要になります。

【説明会日程】

期日	時間	会場
5月9日(日)	①10時～11時30分 ②14時～15時30分	火の国ハイツ 熊本市東区石原2
5月21日(日)	①10時～11時30分 ②14時～15時30分	丁目2-28 (県民総合運動公園入口)

※1_事前申込は不要です。

※2_説明内容は、消費税軽減税率制度の概要(軽減税率対象品目、帳簿・請求書の区分記載方法等)、事業者支援措置(軽減税率対策補助金)、インボイス制度の概要を予定しています。

※3_会場の駐車場には限りがあります。

農作業基準賃金・農地賃借料の目安額

☎ 農業委員会(農業振興課内) ☎ 282-1607

■農作業賃金

(平坦・山間)

区分	単位	平坦	山間	備考
荒代かき	10畝	—	6,000円	
苗運搬	10畝	1,500円	2,000円	
田植(機械)	10畝	5,500円	6,500円	補植なし
粉運搬	10畝	2,000円	2,500円	
	1袋	150円	200円	コンバイン袋
麦運搬	10畝	1,500円	1,800円	
	1袋	200円	250円	コンバイン袋

(基盤整備地区・未整備地区)

区分	単位	基盤整備地区	未整備地区	備考
田起し	10畝	5,000円	6,500円	
代かき	10畝	6,500円	6,500円	代かき2回
苗作り	1箱	500円	500円	機材委託者持
農業散布	10畝	1,500円	1,700円	薬剤委託者持
収穫(水稻)	10畝	12,000円	13,000円	
収穫(麦)	10畝	9,000円	10,000円	
一般農作業	日当	6,000円～8,000円		

※畔塗りは、1畝あたり40円。

町農業委員会(富田早苗会長)では、水稻や麦の農作業を委託する場合の賃金目安となる「御船町農作業基準賃金」を決定しました。農作業の委託・受託するときの賃金設定に利用してください。この賃金は、あくまでも御船町で農作業を委託した際の目安です。水稻や麦の収穫は、カッター付10%増、結束機付や作業困難な場合は20%増になります。

また、農地の貸し借りをする際の目安となる賃借料(平成30年1月～12月締結分)もご利用ください。

■農地賃借料(10畝あたり)

田(水稻)の土地

締結された地域	平均額	最高額	最低額	
				区分
平坦	15,000円	34,400円	5,000円	基盤整備地域
				未整備地域
山間	12,600円	13,900円	6,900円	全域

畑の土地

締結された地域	平均額	最高額	最低額
御船町全域	10,300円	15,000円	6,900円

※賃借料が物納の場合、米60kgあたり13,860円に換算

秋只橋の災害復旧工事が完了しました ☎ 建設課 土木係 ☎ 282-1312

秋只地区、九州道の跨道橋となる秋只橋については、熊本地震以降、通行止めが長期に亘り続き、皆さまには大変ご迷惑をおかけしました。この度、復旧工事が完了し、平成31年3月31日(日)13時を以って、通行止めを解除致しました。

通行止め期間中の3年間、皆さまのご理解とご協力により工事を完成させることができました。改めて深く感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお祈りいたします。



▲秋只橋を渡る地域住民